

【アメリカ】2018年農業改善法

2018年12月20日に、2018年農業改善法（Agriculture Improvement Act of 2018, P.L.115-334）が成立した。2014年農業法（Agriculture Act of 2014, P.L.113-79）に続き、2023会計年度までの今後5年間の所得補償、栄養補助、農地保全、輸出促進、地域開発等の農務省の主要プログラムを拡充、延長する法律である。第1編：農産物、第2編：保全、第3編：通商、第4編：栄養、第5編：債権、第6編：地域開発、第7編：研究、拡充及び関連事項、第8編：森林、第9編：エネルギー、第10編：園芸、第11編：穀物保険、第12編：雑則の全12編で構成される包括的な法律で、予算総額は今後10年間で8670億ドルに上る。審議の最大の論点は、低所得者向けに食料費を補助するフードスタンププログラム（補助的栄養支援プログラム: SNAP）の削減であったが、最終的に削減は見送られた。また、産業用大麻（hemp）の生産が合法化された。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr2/BILLS-115hr2enr.pdf>**【アメリカ】2018年大量破壊兵器対策法**

国土安全保障省国内核検知局を廃止し、大量破壊兵器対策局を新設すること等を目的とし、2002年国土安全保障法（Homeland Security Act of 2002, 6 U.S.C 591 et seq.）を改正する法律（Countering Weapons of Mass Destruction Act of 2018, P.L.115-387）が、2018年12月21日に成立した。局長は、大統領が指名する国土安全保障省次官補が務める（合衆国法典第6編第1901条）。同局の使命は、合衆国の国民、領土又は国益を生物兵器、化学兵器、放射能兵器又は核兵器を用いた攻撃から守るための戦略及び方針の策定並びに関係省庁間の調整である（同第1921条）。局長は、同法施行後1年以内に、同局内のプログラムを国家安全保障省の他のプログラムと統合するための戦略及び実施計画を、連邦議会の適切な委員会に提出しなければならない（同第1922条）。また長官は、局長を通じて、「都市安全保障（Securing the Cities: STC）」プログラムを策定し、核又は他の放射性物質を利用したテロ攻撃を検知又は阻止するために、州、地方、先住民部族及び海外領土政府を支援する活動等を行わなければならない（同第1928条）。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr7213/BILLS-115hr7213enr.pdf>

【フランス】小児がんの支援の強化に関する法律

2019年3月8日、小児がんの支援の強化に関する法律第2019-180号が成立した。小児がんの研究を推進するため、国立がん研究所 (Institut national du cancer) が小児がん対策のための10年計画を策定することが定められた。この計画においては、特に小児がんに関与する予算を明記しなければならない。また、がんを罹患している子の看護を行う親のために、子の罹患中は、再発の場合も含め、育児休業と同等の手当を受けることができるようにすることが規定された。さらに、小児がん治療を経験した若者の金融機関及び保険機関との契約の締結を容易にするために、忘れられる権利 (le droit à l'oubli) の強化が法定された。現在、政府と金融機関、融資会社、保険機関及び共済組合の代表との間で交わされる合意により、がん治療の経験を理由に資金調達や保険加入を制限できる期間が21歳以上では10年未満と定められている。この合意が特に小児がんを罹患した若者にとって多大な不利益を及ぼしているとして、この期間を、がん治療終了後一律5年にする合意のための交渉を行うことが規定された。

調査企画課連携協力室・安藤 英梨香

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038215896

【ドイツ】EU規則に適應するための動物繁殖法の全面改正

家畜の育種・繁殖に関し、繁殖企業等の認可や権利・義務、繁殖プログラムの承認、繁殖動物の登録やEU域内移入等について規定する2016年6月8日のEU規則(2016/1012)が、2018年11月1日に施行され、全加盟国で適用された。これを受けて、「動物繁殖法を再編成する法律」(BGBl. 2019 I S. 18)が2018年12月4日に制定され、2019年1月24日に公布された(翌25日に施行)。同法は全4条の条項法で、従前のEU指令等を国内法化した2006年の動物繁殖法(BGBl. 2006 S. 3294)の廃止、新たなEU規則に適應した動物繁殖法の制定等を規定する。

同法の第1条として、全文が新たに制定された2019年の動物繁殖法は全7節30か条から成り、具体的な実施規定の制定、秩序違反の規制強化、目的規定及び罰則のEU法への適應が行われた。その内容は、第1節「総則」(第1条～第2条)、第2節「繁殖団体及び繁殖企業の承認、繁殖プログラムの認可、実績評価及び遺伝的価値査定のためのデータ転送」(第3条～第9条)、第3節「遺伝的多様性の保全」(第10条～第12条)、第4節「精子、卵子及び胚の提供、引渡し及び使用並びに純血種繁殖動物及び繁殖前動物の取引」(第13条～第19条)、第5節「域内移動、輸入、輸出」(第20条)、第6節「監視、所管、外務、罰則規定」(第21条～第24条)、第7節「最終規定」(第25条～第30条)である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2394/239411.html>

【ドイツ】妊娠中絶に関する情報提供を改善する法律

これまで、刑法典第 219a 条（妊娠中絶の広告）の規定によって、妊娠中絶の実施施設に関する情報を広報すること（医療行為のホームページ掲載等）は、処罰の対象となった。これを改善し、公的機関による正確な情報提供が行えるよう、2019 年 3 月 15 日に「妊娠中絶に関する情報提供を改善する法律」（BGBl. I 2019 S. 350）が制定され、同月 28 日に公布、翌 29 日に施行された。同法（全 4 条の条項法）は、刑法典第 219a 条改正、妊娠葛藤法（BGBl. I 1992 S.1398、本誌 260 号（2014 年 6 月）pp.65-82 参照）第 13 条（妊娠中絶の実施施設）改正及び第 13a 条（妊娠中絶に関する情報提供）新設、社会法典第 5 編（医療保険）第 24a 条（避妊薬）改正を行う。今後、妊娠中絶を実施する医師や病院等の情報は連邦医師会へ報告され、連邦医師会はこれをリスト化して、インターネット上で公表する（毎月更新）。詳細情報は、連邦保健啓発センター（連邦保健省の所掌事務領域に関する連邦上級官庁）が公表し、また、妊娠葛藤法に基づく相談センターや州の機関等が相談業務に活用する。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2441/244128.html>

【韓国】在外国民保護のための領事支援法の制定

大韓民国憲法第 2 条第 2 項では「国は、法律で定めるところにより、在外国民を保護する義務を負う」と規定されている。これまで同規定に基づいた法律は制定されておらず、行政規則（「在外国民保護のための在外公館の領事業務処理指針」）により対応が行われてきたが、2019 年 1 月 15 日、在外国民保護のための領事業務について規定した「在外国民保護のための領事支援（原文の直訳は「領事助力」）法」（全 4 章、本則 23 か条及び附則）が制定された（2021 年 1 月 16 日施行）。同法の制定により、在外国民保護並びにそのための政策の策定及び実施が国の責務とされたほか（第 3 条）、外交部（部は日本の省に相当）長官を委員長とする「在外国民保護委員会」の設置（第 6 条）、同長官による 5 年ごとの「在外国民保護基本計画」及び毎年の実施計画の策定（第 7 条）、海外安全情報の提供（第 8 条）、条約、駐在国の法令等を遵守すること、駐在国の制度、文化等を考慮すること等の基本原則（第 10 条）、状況別（死亡、失踪、犯罪被害、逮捕等）の対応（第 11 条～第 16 条）等が規定された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1Q8G1U2K0T6N1O5Z1Y6N5E1H1F3J9

【韓国】性犯罪者に対する公務員任用制限の範囲を拡大する法改正

2018 年 10 月 16 日、国家公務員法及び地方公務員法が改正され、性犯罪者に対する公務員任用制限の範囲が拡大した（2019 年 4 月 17 日施行）。これまでも、学校教員（私立学校の教員を含む。）については、性犯罪により懲戒免職となった者又は刑（成人への性犯罪の場合は罰金 100 万ウォン（1 ウォンは約 0.1 円）以上の刑）が確定し失職した者は、任用から永久排除されていたが、それ以外の公務員については、未成年者への性犯罪の場合であっても任用から永久排除する規定がないなど、相対的に軽い処分が適用されていた（本誌 275-2 号（2018 年 5 月）pp.18-19 参照）。今回の法改正により、未成年者への性犯罪により懲戒免職となり、又は刑が確定し失職した者は、公務員の任用から永久に排除されることや、性犯罪により罰金 100 万ウォン以上の刑が確定した者は失職し、刑確定後から 3 年間は任用が制限されること等が規定された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1Y8U0W8Y2G2C2D1A0G7L2N9R0Y8Y2

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1U8S0T8Z2C2H2A0D5X9A0W4W3A0N7

【台湾】国家言語発展法の制定

台湾の憲法では、国が多元的文化を認め、原住民族言語の維持・発展を積極的に擁護することが規定されている（1997年追加改正条文第10条）。2017年6月には、原住民族言語を国家言語と規定する原住民族言語発展法が施行された（本誌273-1号（2017年10月）p.30参照）。また、2018年1月には客家基本法が改正され、客家語が国家言語と規定された。このような国家言語の法制化の動きの中で、2018年12月25日、国家言語について包括的に規定する国家言語発展法が成立した（2019年1月9日公布、一部を除き同日施行）。同法は全18か条から成り、多文化主義精神の尊重、国家言語の伝承・復興・発展の促進等を目的とする。国家言語を「台湾の各民族が使用する自然言語及び台湾手話」と定義し、その一律平等、使用における差別や制限の禁止を定めている。政府の責務としては、伝承の危機に瀕する国家言語に対する各種保障措置の優先的実施、国家言語調査報告書の定期的公表と国家言語データベースの構築、多様な国家言語による出版、映画製作、放送等の奨励などが規定された。さらに、就学前児童の国家言語学習機会の保障、小中高校各段階での国家言語カリキュラムの整備等が義務付けられ、各国家言語による学校教育の実施を可能とすることも明記された。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <https://lis.ly.gov.tw/lcggi/ttspdf2?7405:12-15>

【オーストラリア】電子医療記録システムのプライバシー保護規制

オーストラリアの電子医療記録システム「マイヘルス・レコード」（前身は「電子保健記録（PCEHR）」）。本誌252-2号（2012年8月）pp.20-21参照）の運用における、プライバシー保護の強化等を目的とした改正法（My Health Records Amendment (Strengthening Privacy) Act 2018）（2018年法律第154号）が、2018年12月10日に成立した（同日施行）。改正前の法律では、ヘルスケア受給者からの登録解除（オプト・アウト）申請後の個人データの取扱いが規定されていなかったが、同改正法により、オプト・アウト申請があった場合、マイヘルス・レコードの運用者であるオーストラリア・デジタルヘルス庁（ADHA）は、当該受給者の全ての記録を、システム上から消去しなければならないと定められた。また、ADHAは、法執行機関又は他の政府機関へ、司法命令又はヘルスケア受給者の同意なしに、システム上の記録を開示することを禁じられる。マイヘルス・レコードのセキュリティ上の懸念から、2018年10月末までに、約1700万人の登録対象者のうち110万人を超える国民からのオプト・アウト申請があり、連邦政府は法改正による対応を迫られていた。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00154>